

都道府県独自の被災者生活再建支援制度

○41都道府県において独自支援制度を創設済み。
○このうち、28都道府県においては、恒久的制度として最大300万円を支給する独自支援制度を創設済み。
○この他、恒久的制度ではないが、9県において最大300万円を支給する独自支援制度を創設したことがある。

令和4年11月1日現在

		区分			支援法との併給	名 称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))								財源負担割合				制度の開始時期
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全 額	都道府県1／2市町村1／2	それ以外の割合	左記の負担する市町村	
1	北 海 道	○	○	○	○	北海道自然災害に伴う住家被害見舞金	○	全壊又は半壊が1世帯でも発生した災害	20	-	-	-	10	10	-	-	○	-	-	-	S48.9.24
2	青 森 県	-	○	○	-	青森県被災者生活再建支援金	○	・1以上の全壊世帯が発生した自然災害 ・その他知事が特に必要と認める自然災害	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	-	R3.12.9
3	岩 手 県	○	-	-	○	被災者住宅再建支援事業費補助	-	東日本大震災	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	被災地域	H24.4.1
		○	○	-	-	被災者生活再建支援金支給補助	-	令和元年台風第19号災害	300	300	300	250	20	20	5	-	○	-	-	-	R1.11.26
4	宮 城 県	-	○	-	-	福島県沖を震源とする地震に係る宮城県被災者住宅再建支援事業補助金	-	・令和3年2月13日発生福島県沖地震 ・令和4年3月16日発生福島県沖地震	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	-	R3.3.22 (R4.3.16に発生した福島県沖地震はR4.6.9から開始)
5	秋 田 県	○	○	○	○	災害り災者見舞金	○	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による災害 (災害規模は問わない)	60	-	-	-	20	20	20	-	○	-	-	-	S47.9.1
6	山 形 県	-	○	○	-	山形県被災者生活再建支援事業	○	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象(ただし豪雪を除く)	300	300	300	250	100	-	-	-	-	-	支援法適用災害県:2/3 市町村:1/3 支援法非適用災害県:1/2 市町村:1/2	被災地域	R4.11予定 (適用はR4.8.3から)
		○	○	○	○ (中規模半壊のみ)	山形県災害見舞金	○	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は災害救助法による救助の行われる程度の火事若しくは爆発による被害	30 (豪雪に限る)	-	-	20 (豪雪に限る)	20	20	10 (水害に限る)	10 (一部破損(水害による土砂災害に限る))	○	-	-	-	R2.10.21 (適用はR2.7.27から)
7	福 島 県	-	○	○	-	福島県被災者住宅再建支援事業補助金	○	福島県内又は隣接県において、被災者再建支援法が適用される災害が発生した場合、被災者生活再建支援法が適用されない市町村において、住家の全壊被害等が1世帯以上ある自然災害	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	-	H28.4.1
		○	○	○	-	令和元年台風第19号等に係る福島県被災者生活支援特別給付金	-	令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の大雨	-	-	-	-	-	10	10	10	○	-	-	-	R1.12.25

【区分】
① 支援法適用災害で、法適用市町村において支援
② 支援法適用災害で、法適用外市町村において支援
③ 支援法が適用されない災害で支援

		区分			支援法との併給	名 称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))								財源負担割合				制度の開始時期
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全 額	都道府県1／2市町村1／2	それ以外の割合	左記の負担する市町村	
8	茨 城 県	○	○	○	-	茨城県災害見舞金	○	1. 県内の一つの市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 2. 1の災害と同一の原因で発生したその他の市町村での災害	5	-	-	3	3	3	2	-	○	-	-	-	H21.11.24
		○	○	-	-	茨城県被災者生活再建支援補助事業	○	1. 県内において被災者生活再建支援法が適用された市町村が1以上ある自然災害	300	300	-	250	100	20	-	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3 ※半壊は1/2	被災地域	H27.4.1
		-	-	○	-			-									○	-	被災地域		
9	栃 木 県	-	○	○	-	栃木県被災者生活再建支援金 ※実施主体は (公財)栃木県市町村振興協会	○	支援法等の適用の有無に関わらず、住家の全壊・大規模半壊等1世帯以上の被災があった自然災害	300	300	300	250	100	-	-	-	-	○ (基金設置)	-	全市町村	H25.4.1
10	群 馬 県	-	○	○	-	群馬県・市町村被災者生活再建支援制度	○	1世帯以上の住宅全壊被害等が発生した自然災害	300	300	300	250	100	-	-	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	被災地域	H27.4.1
		○	○	○	-	群馬県災害見舞金	○	同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した災害 (床上浸水世帯を対象)	10	-	-	5	5	5	2	-	○	-	-	-	H23.11.16
11	埼 玉 県	-	○	○	-	埼玉県・市町村生活再建支援金	○	全壊等が1世帯でも生じた災害	300	300	300	250	100	-	-	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	全市町村	H26.4.1
		○	○	○	-	埼玉県・市町村半壊特別給付金	○	半壊が1世帯でも生じた災害	-	-	-	-	-	50	-	-	-	○	-	全市町村	R2.4.1
12	千 葉 県	○	○	○	○	千葉県災害見舞金	○	5棟以上の住家が全壊・全焼・流失した災害	10	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	H10.11.20
		-	○	○	-	千葉県被災者生活再建支援事業	○	・県内で10世帯以上の住宅が全壊した災害 ・一の市町村の区域で5世帯以上の住宅が全壊した災害 ・市町村域をまたいで発生した同一災害による住宅被害の合計が支援法の適用要件となる規模の災害 等 (支援法適用外の市町村)	300	300	-	250	100	-	-	-	-	-	県 :8/10 市町村:2/10	被災地域	H27.4.1 適用要件の緩和、中規模半壊の追加等: R3.8.20
13	東 京 都	○	○	-	○	東京都被災者生活再建支援事業	○	都内で被災者生活再建支援法が適用された自然災害 1. 被災者生活再建支援法が適用された区市町村 ア 中規模半壊世帯となった世帯 (国制度と重複する部分については本事業の対象としない) イ 住宅が半壊した世帯 2. 上記1以外の都内全区市町村 ア. 住宅が全壊した世帯 イ. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ. 長期避難世帯となる世帯 エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 オ. 中規模半壊世帯となった世帯 カ. 住宅が半壊した世帯	300	300	300	250	200	200	-	-	-	○	-	-	H12

【区分】

- ① 支援法適用災害で、法適用市町村において支援
 ② 支援法適用災害で、法適用外市町村において支援
 ③ 支援法が適用されない災害で支援

		区分			支援法との併給	名 称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))								財源負担割合				制度の開始時期
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	それ以外の割合	左記の負担する市町村	
14	神奈川県	-	○	-	-	神奈川県被災者生活再建支援金	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	-	令和元年台風第15号対象:R1.10.17 令和元年台風第19号対象:R1.11.26 恒久制度化:R2.4.1 中規模半壊対象:R2.12.4
15	新潟県	○	○	-	○	令和4年8月3日からの大雨による災害に係る被災者生活再建支援事業補助金	-	令和4年8月3日からの大雨による災害によって被災した市町村	400	400	400	300	150	50	30	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	被災地域	R4.8.29
16	福井県	○	○	-	○	福井県緊急被災者支援金	○	災害救助法第2条に規定する災害が発生した場合	10	10	10	10	10	10	10	2 (床下浸水)	○	-	-	-	H16.7.2
		○	○	○	○	福井県災害見舞金	○	1. 原則として災害救助法の適用がなく、かつ市町村が災害対策本部を設置した小災害 2. 1にかかわらず、天災等による被害であって生活基盤を失った場合 または 過疎地域で復旧困難な場合等 特殊な事情があるものについては、関係課協議のうえ対象災害とすることができる	5	-	-	2	2	2	-	-	○	-	-	-	H5.9.7
		○	○	-	-	福井県被災者住宅再建支援事業補助金	-	令和4年8月3日からの大雨による災害(恒久制度ではなく、災害の都度、必要に応じて実施を検討)	400	400	-	300	150	50	50	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	被災地域	R4.9.15
17	山梨県	-	○	○	-	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度	○	県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害	300	300	300	250	100	-	-	-	-	-	県内で支援法適用有り 県:2/3 市町村:1/3 県内で支援法適用無し 県:1/2 市町村:1/2	被災地域	H28.1.1
		○	○	○	○	山梨県災害見舞金	○	県内において10世帯以上の住家が全損等した場合	3	-	-	1	1	1	1	-	○	-	-	-	S57.8.1
18	長野県	○	○	○	-	長野県災害見舞金	○	1. 県内の一つの市町村の区域内において、5世帯以上の住家が滅失した災害 2. 1の災害と同一の原因で発生したその他の市町村での災害	30	-	-	10	10	10	2	-	○	-	-	-	S49.3.1
		○	○	○	○※6	信州被災者生活再建支援制度	○	県内において住家半壊被害が1世帯以上発生した災害	300	300	300	250	125	50	-	-	-	-	支援法適用災害 県:2/3 市町村:1/3 ただし、中規模半壊世帯への基礎支援金及び半壊世帯への基礎支援金並びに加算支援金は、県:1/2 市町村:1/2 支援法非適用災害 県:1/2 市町村:1/2	被災地域	R1.6.1

【区分】

① 支援法適用災害で、法適用市町村において支援

② 支援法適用災害で、法適用外市町村において支援

③ 支援法が適用されない災害で支援

		区分			支援法との併給	名 称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))								財源負担割合				制度の開始時期
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	それ以外の割合	左記の負担する市町村	
19	岐 阜 県	○	○	○	○ (中規模半壊・貴借のみ)	岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金	○	県内又は隣接県内で支援法が適用された災害及び知事が特に必要と認めた災害	300	300	300	250	100	50	30	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	被災地域	H16.12.16
20	静 岡 県	-	○	○	-	被災者自立生活再建支援事業費助成	○	支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	-	H11.11.12
21	愛 知 県	-	○	○	-	愛知県被災者生活再建支援事業費補助金	○	支援法による支援の対象とならない規模の災害 (市町村が被災者に被災者生活再建支援金を支給した場合に、県は当該市町村に対し補助金を交付する)	300	300	300	250	100	-	-	-	-	○	-	被災地域	H30.4.1
		○	○	○	○	災害見舞金	○	1. 災害救助法が適用されたとき 2. 被害が次の2つ以上に該当する災害 ①5市(区)町村以上で被害。 ②350世帯以上の住家滅失。 ③死者1または重傷者10以上の被害が発生。	10	-	-	-	5	5	1	-	○	-	-	-	S57
22	三 重 県	○	○	-	-	三重県災害見舞金	○	被災者生活再建支援法適用災害	10	-	-	5	5	5	2	-	○	-	-	-	H29.10.22
23	滋 賀 県	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金	○	一の市町において全壊(焼)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき	5	-	-	-	3	3	2	-	○	-	-	-	S40.8.1
		○	○	○	○ ※6	滋賀県被災者生活再建支援制度	○	1. 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生した自然災害 2. その他知事と被災市町長の協議により対象とした自然災害	300	300	-	250	135	110	50	-	-	-	県: 2/3 市町:1/3	被災地域	H28.4.1
24	京 都 府	○	-	-	○	大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金	○	・府内で被災者生活再建支援法が適用された自然災害等 ①かつ②に該当する自然災害 ①いずれかの都道府県で支援法が適用された自然災害 ②府内において支援法の適用基準の概ね3分の1以上の被害	150	-	-	100	150	150	50	一部損壊 50	-	-	府: 2/3 市町村:1/3	被災地域	H26.11.14
		-	○	-	-				300	-	-	250	150	150	50	一部損壊 50					
25	兵 庫 県	○	○	○	○	兵庫県住宅再建共済制度 (住宅再建共済)	○	自然災害 ※年額5,000円の共済負担金で、 住宅の再建等に最大600万円給付 ※年額500円の追加負担で、準半壊特約を付加	600	-	-	600	600	600	-	準半壊 (損害割合 10%以上) で 建築・補修 25	-	-	加入者からの 共済負担金	-	H17.9
		○	○	○	○	兵庫県住宅再建共済制度 (家財再建共済)	○	自然災害 ※年額1,500円の共済負担金で、 家財の購入・補修に最大50万円給付	50	-	-	35	25	25	15	-	-	-	加入者からの 共済負担金	-	H22.8
		○	○	○	○	災害援護金	○	一の市町の区域内の被害数が5以上の自然災害 (全壊1世帯=1、半壊1世帯=0.5等として積算)	20	-	-	-	10	10	5	準半壊 (損害割合 10%以上) 5	○	-	-	-	S43.6
26	和 歌 山 県	○	○	○	○	和歌山県災害見舞金	○	自然災害(災害規模は問わない) ※自然災害以外の災害であっても、知事が必要と認めた場合は支給可能	1	-	-	0.5	0.5	0.5	0.5	-	○	-	-	-	H14.4.1
27	鳥 取 県	○	○	○	-	鳥取県被災者住宅再建等支援制度	○	下記のいずれかに該当するもので、知事が市町村に協議して指定した災害 ・県内で10世帯以上の住宅が全壊した災害 ・1の市町村の区域において 5世帯以上の住宅が全壊した災害 ・1の集落において世帯数の1/2以上かつ 2世帯以上の住宅が全壊した災害 ・上記のほか、被災地域における地域社会の崩壊を招く恐れのある被害が発生した災害	300	300	300	250	100	100	-	一部損壊 (損害割合 10%以上 20%未満) 30 (損害割合 5%以上) 5 (損害割合 5%未満) 2	-	-	県: 1/10 市町村:1/10 基金: 8/10 (基金拠出: 県: 1/2、 市町村: 1/2)	被災地域 (基金:全 市町村)	H13.7.6 一部損壊の支援はR2.3.24から恒久制度化

【区分】

- ① 支援法適用災害で、法適用市町村において支援
 ② 支援法適用災害で、法適用外市町村において支援
 ③ 支援法が適用されない災害で支援

		区分			支援法との併給	名 称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))								財源負担割合				制度の開始時期
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全 額	都道府県1／2市町村1／2	それ以外の割合	左記の負担する市町村	
28	島 根 県	○	-	-	○	島根県被災者生活再建支援制度	○	支援法の対象となった被害規模の災害 (市町村が島根県被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給した場合に、県は当該市町村に対し島根県被災者生活再建支援補助金を交付する)	-	-	-	-	50 (補修の場合で支援法の支給額に上乗せ)	100	-	40 損害割合10%以上20%未満	-	-	県: 5/10 市町村: 4/10 被災市町村:1/10	被災地域 (基金:全市町村)	H31.4.1
		-	○	○	-		○	支援法の対象とならない被害規模の災害 (市町村が法に基づく被災者生活再建支援金と同等の内容の支援金を支給した場合に、県は当該市町村に対し島根県被災者生活再建支援補助金を交付する)	300	300	300	250	100	100	-	40 損害割合10%以上20%未満	-	-			
29	岡 山 県	○	○	○	○	岡山県災害見舞金	○	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、落雷その他異常な自然現象による災害	5	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	S47.7
30	広 島 県	-	○	-	-	広島県被災者生活再建支援補助金	○	県内で支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	100	-	-	-	-	○	-	被災地域	H12.6.7
		○	○	○	○	広島県災害見舞金	○	広島地方気象台の発表する注意報及び警報並びに大阪管区気象台の発表する注意報及び警報が発せられた場合における自然現象に起因して被害が生ずること及び知事が特に認める事象	30	-	-	10	10	10	-	-	○	-	-	S62.4.21	
31	山 口 県	-	○	-	-	山口県被災者生活再建支援金支給事業	○	県内で支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町)	300	300	300	250	-	-	-	-	-	○	-	被災地域	H11.11.1
32	徳 島 県	○	○	-	○ ※6	徳島県生活再建支援事業	○	県内で災害救助法施行令第1条第1項第1号基準に達する被害がある市町村が発生した災害	300	300	300	250	137.5	112.5	75	-	-	-	県:2/3, 市町村:1/3 を原則	被災地域	H29.6.15
		○	○	○	○	徳島県小規模災害見舞金	○	自然災害及び火災等により生ずる被害(ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合を除く)	2	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	S50.4.1	
33	愛 媛 県	○	○	○	○	愛媛県被災者生活再建緊急支援事業	○	1. 被災者生活再建支援法適用災害 2. 支援法の適用外で住家被害が発生している市町における災害	75	75	75	75	37.5	37.5	22.5	-	-	-	県: 2/3 市町:1/3	被災地域	H30.7.23
34	福 岡 県	-	○	-	-	福岡県被災者生活再建支援金	○	県内で支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	-	H24.7.3
		○	○	-	○	福岡県被災者住宅再建支援事業補助金	○	・県内で支援法が適用された災害 ・全壊、解体、長期避難、大規模半壊、中規模半壊の被害にあった世帯が、県内で住宅を再建するために係る費用の融資を受けた場合、借入額に係る利子に対する補助(利子負担の軽減)を実施 ※上限100万円	100	100	100	100	100	-	-	-	○	-	-	-	H30.6.1
		○	○	○	○	福岡県災害見舞金	○	・県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・当該市町村の区域内の人口に応じて定められた数以上の世帯の住家が滅失した災害 ・同一災害で、死者及び行方不明者が5人以上の災害 ・同一災害で、死者、行方不明者及び重傷者が20人以上の災害 ・当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者がある災害	10	-	-	5	5	5	3	-	○	-	-	-	S49.9.11

【区分】

- ① 支援法適用災害で、法適用市町村において支援
 ② 支援法適用災害で、法適用外市町村において支援
 ③ 支援法が適用されない災害で支援

		区分			支援法との併給	名 称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))								財源負担割合				制度の開始時期
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	それ以外の割合	左記の負担する市町村	
35	佐 賀 県	-	○	○	-	佐賀県被災者生活再建支援金制度	○	県内で生じた自然災害で、被災者生活再建支援制度の対象とならないもの	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	-	H31.3.19
		-	-	○	-	佐賀県災害見舞金	○	・火災(自然災害に起因するものに限る。) 洪水、津波、地震、暴風等の災害により、5世帯以上の住家が滅失したこと。 ・雪害その他の災害により交通が途絶し食糧その他の生活必需品が欠乏し、自力で調達不能の世帯が5世帯以上発生した災害。	2以上※1	-	-	1以上※2	1以上※2	1以上※2	-	-	○	-	※3	-	H16.6.27
36	長 崎 県	-	○	○※7	-	長崎県・市町被災者生活再建支援制度	○	・本県又は隣接県で支援法が適用される自然災害 ・本県又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害(支援法適用外の市町) ※隣接県＝福岡県、熊本県、佐賀県	300	300	300	250	100	-	-	-	-	-	県: 2/3 市町:1/3	被災地域	R3.7.13
37	熊 本 県	○	○	-	-	県独自支援策(災害規模等によって対応することとし、大枠(スキーム)のみを決定)	○	県内で災害救助法が適用された災害	300	-	-	150	-	10	10	-	○	-	-	-	H25.6.21
38	大 分 県	-	○	○	○※6	大分県災害被災者住宅再建支援制度	○	全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した災害(全ての世帯)	300	300	-	150	150	150	5	-	-	○	-	被災地域	H18.4.1
39	宮 崎 県	○	○	○	○	宮崎県・市町村災害時安心基金	○	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊(床上浸水)の被害が発生した災害 (全ての世帯)	20	-	-	15	10	10	10	-	-	○ (基金設置)	-	全市町村	H19.4.1
		-	○	-	-	宮崎県・市町村被災者生活再建支援金	○	支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	100	-	-	-	-	○ (基金設置)	-	全市町村	R3.3.11
40	鹿 児 島 県	○	○	-	○※5のみ	鹿児島県被災者生活支援金	○	県内で支援法が適用された災害	20	-	-	20	20	20	20	20 ※4 30 ※5	-	○ (基金設置)	-	全市町村	H18.8.25
41	沖 縄 県	○	○	○	○	沖縄県災害見舞金	○	県内で発生した、天災地変その他災害(災害規模は問わない)	5	-	-	3	3	3	-	-	○	-	-	-	S47.10.11
合計 (団体数) (制度数)		42	60	44		41都道府県 (支援法と同等の恒久制度を創設済み:28都府県) 63制度															

※1(佐賀) 1人増すごとに1万円を加える
※2(佐賀) 1人増すごとに5千円を加える
※3(佐賀) 県は市町において、左記の同額以上を交付した場合に支給する
※4(鹿児島) 店舗等が同等の被害を受けた小規模事業者
※5(鹿児島) 床上浸水以上の被災世帯、小規模事業者で、前年の1月1日から被災日までの対象災害においても床上浸水以上の被害を受けた者
※6(長野、滋賀、徳島、大分)中規模半壊世帯のみ支援法に継足支援
※7(長崎)支援法適用外災害のうち、本県又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害に限って支援。

【区分】
① 支援法適用災害で、法適用市町村において支援
② 支援法適用災害で、法適用外市町村において支援
③ 支援法が適用されない災害で支援